

平成24年5月24日

新時代の刑事司法制度特別部会（第10回）における意見

松木和道

1. 司法取引・刑事免責

私自身企業内でコンプライアンス違反事例の調査をしなければならないことがありましたが、この際に対象となっている人から本当のことを聞き出すことは非常に難しく、限界があることを感じました。人はどうしても保身が働き、自分に不利なことを語りたがりません。企業においてさえそういう状況ですから、特に刑罰に直面し、黙秘権を保障された被疑者から不利益な供述を得ることは、本質的に困難なことであろうと想像できます。

さらに、第5回会議のヒアリングで最高検検事が指摘しておられたように、現在の刑事司法制度において、犯罪を適切に解明できる手段が十分でないために、うそをついて否認したり隠したりすれば刑罰を免れたり軽くしたりでき、自白するとかえって重く処罰されるというような不公平な現状があるのであれば、それは、一国の制度として不合理な事態であると思います。また、この部会でも再三指摘されてきたように、犯罪被害者及び社会の側に「真相解明」への非常に強い欲求があるという状況もあります。

このような状況の中で、捜査官側が取調べを通じて事案を解明することを一方的に期待してきた結果、捜査に無理が生じ、あるいは犯罪が十分解明できないなどの現状が生じているのであれば、諸外国の例も参考としつつ、捜査機関と被疑者側とがいわば敵対するだけではなくて、捜査への協力者を増やし、捜査機関が無理なく情報や供述を収集できるようにする視点をもっと取り込むことが必要であろうと考えます。

このような観点から、弁護人が関与する司法取引や、裁判所の命令による刑事免責制度等、諸外国で採用されている手続的アプローチは参考になると思われ、これらについて、積極的に検討するべきだと思います。

もっとも、これらの手続的アプローチを検討するに当たっては、具体的な手続の在り方を念頭に置きつつ、対象とする場面や犯罪類型ごとに検討することも必要になると考えます。特に、被疑者個人の犯罪の処分に関してこうした手法が用いられる場合と、被疑者個人の行為にとどまらず、共犯者の行為や別の犯罪の解明をも目指して用いられる場合とで、かなり状況が異なるように思われます。

また、例えば、企業犯罪について考えてみると、利害関係を異にし得る複数の企業が関わった犯罪について、その一部から捜査協力を得る場合には、各企業内部におけ

るコンプライアンス体制をも踏まえ、その企業との間で司法取引を行うことによって、恩典を明確にしつつ捜査協力を得られる場面も少なくないと思われます。

他方、ある企業によって犯罪が行われた場合であって、その内部における事情を解明する必要があるときは、司法取引が機能する場面も多くあるであろうと考えられる一方、上司や同僚をいわば裏切る形で捜査機関に協力することが心理的に非常に難しいこともあり得るため、むしろ、裁判所の命令により証言を強制する方が有効なこともあると思います。

米国では、司法取引、刑事免責、いわゆるリーニエンシー制度などを組み合わせることにより、企業犯罪の摘発を行っていると理解しています。

日本でも、独禁法のリーニエンシー制度が有効に機能していると言ってよいと思いますが、これには、企業が内部の人的関係に縛られて内向きな体質に染まるのではなく、コンプライアンスが浸透し、重視されるようになってきたという変化が起きていることも影響していると思います。こうした日本社会の変化も踏まえて、日本に見合った形で司法取引や刑事免責を導入することが前向きに検討されてよいと考えます。

こうした手法によって、企業犯罪以外の組織犯罪がどの程度解明できるようになるかは分かりませんが、組織から抜けようとする者の受け皿として、司法取引や刑事免責のような仕組み等を制度として整備することが有効なこともあるように思います。

なお、このような手続き的アプローチを検討するに際しては、全事件に普遍的に適用することを前提とすると、議論が複雑になるおそれがあり、組織的な犯罪など、ある特定の犯罪類型について、より効果的に対処するためどのような制度があり得るかという犯罪類型ごとのアプローチをして、それをどこまで広げる必要性・許容性があるかという方法で議論を進めることが適切だと思います。

2. 通信傍受

個人的には、先日の北九州の視察を通じて、組織的犯罪対策の必要性を痛感しています。組織的犯罪といっても、様々なものがあると思いますが、組織内部の結び付きが強い暴力団犯罪について考えてみると、その内部に食い込んで決定的な証拠を獲得する手段なくして、現在の北九州のような状況を改めることは難しいのではないかと感じさせられました。

そのことからすると、基本的人権擁護の観点や、濫用の防止など留意しなければならない点が多々あることにつき理解できますが、犯罪類型によっては、通信傍受によって犯罪に関連する通話を傍受できるようにすることは、有効な方策であると思われます。年間数十件しか通信傍受が実施できていないというのは、一国の制度としてどうなのかとも感じます。もっと積極的に通信傍受を活用できるような仕組み・体制にする必要があると思います。

司法取引など他の手法により内部者から協力や供述が得られた場合も同様ですが、

通信傍受により決定的な通話を傍受できれば、暴力団による犯行が疑われながら全く犯人逮捕の糸口がつかめないというような事態を改善することができるでしょうし、傍受した会話内容について供述で補足的な説明を得ることが必要だとしても、捜査機関が手探りの状態で、無理をして供述を獲得しようとすることを回避できることにも繋がると期待できます。

以 上